

## 条件付一般競争入札の実施について（公告）

### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 富山県立大学情報工学部設置に伴う新棟新築機械設備工事
- (2) 工事場所 射水市黒河 地内
- (3) 発注工種 暖冷房設備工事及び給排水衛生設備工事
- (4) 工事概要 次の工事に伴う空調設備工事及び給排水衛生設備工事一式  
富山県立大学情報工学部設置に伴う新棟新築工事
  - ・ 建築面積 1,575.15平方メートル
  - ・ 延べ面積 4,034.89平方メートル
  - ・ 構造 鉄骨造（耐震構造）
  - ・ 階 数 地上4階
- (5) 工期 契約を締結した日の翌日から令和7年11月30日まで
- (6) 予定価格 金390,710,000円（消費税相当額を除く。）
- (7) 調査基準価格及び失格基準価格 設定あり

### 2 入札参加資格に関する事項

本入札に参加しようとする者は、次の(1)の入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有し、かつ、(2)の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成しなければならない。

#### (1) 入札参加資格

共同企業体の構成員（以下単に「構成員」という。）は、次に掲げる条件の全てを満たす者であること。

なお、入札参加資格の確認は、入札参加資格の確認の申請の期限の日（以下「申請期限日」という。）現在の事実をもって行うものとする。

ただし、申請期限日において当該条件の全てを満たしている共同企業体であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であって、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査（以下単に「経営事項審査」という。）を受けている者であること。

イ 申請期限日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（令和4年富山県告示第259号）第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

## (2) 共同企業体の結成に関する条件

構成員	2者又は3者とし、そのうち1者を代表者とすること。	
経営形態	共同施工方式	
構成員の出資比率	2者	3者
	それぞれ30パーセント以上とすること。なお、構成員の出資比率は、百分率表記上の整数の比率によるものに限る。	それぞれ20パーセント以上とすること。なお、構成員の出資比率は、百分率表記上の整数の比率によるものに限る。
その他	当該工事について、この共同企業体以外の共同企業体の構成員でないこと。	

## (3) 構成員に関する条件

## ア 構成員に共通する事項

営業所の所在地 (注1)	富山県内
その他	富山県から富山県建設工事等指名業者選定要綱第3条第4項の規定により、相当の期間指名しないこととされた者にあつては、入札参加資格の確認の申請期限日が、当該相当の期間に含まれていないこと。

## イ 代表者に関する事項

資格者名簿の登録業種等(注2)	業種	管工事
	等級	A
	総合数値	1,000点以上
その他	入札参加資格の確認の申請の日(以下「申請日」という。)までに、この工事に専任で配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある管工事に係る監理技術者又は主任技術者を確保できること。	

## ウ 構成員(代表者を除く。)に関する事項

資格者名簿の登録業種等(注2)	業種	管工事
	等級	A
	総合数値	
その他	申請日までに、この工事に専任で配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある管工事に係る主任技術者を確保できること。	

※注1 「営業所」とは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の3第1項第2号に規定する主たる営業所をいう。

※注2 富山県における令和5・6年度建設工事競争入札参加資格者名簿をいう。

### 3 提出資料

入札に参加を希望する共同企業体は、次の入札参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出すること。

入札参加資格確認申請書	様式第1号
配置予定の技術者	様式第3号
添付書類	各様式の注意書き等に記載する書類
使用印鑑届書	様式第7号
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>富山県税について滞納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証した富山県総合県税事務所長が発行する納税証明書（富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）第29条に規定する第43号様式(1)に限る。）の原本（各構成員分）（注）</li><li>共同企業体協定書の写し（共同企業体の名称に、工事名を含めること。）</li><li>経営規模等評価結果通知書の写し（各構成員分）</li></ul>

※注 県税納税証明書の交付申請に不備があると、即日発行されないことがある。入札参加資格確認申請期限に間に合わないことも想定されるので、余裕をもって交付申請を行うこと。交付申請に必要な書類等、手続の詳細については、富山県総合県税事務所企画管理課管理班（電話番号 076-444-4627）に問い合わせること。

(2) 申請書等の様式は、富山県立大学のホームページからダウンロードし、必要事項を記入すること。

(3) 申請書等の提出期間及び場所

公告の日の翌日から令和6年2月13日（火）までの富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下単に「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時までに、富山県立大学事務局経営企画課新学部設置準備班（以下「契約担当部署」という。）に必着すること。

なお、提出期間内に申請書等を提出しない共同企業体は、入札に参加することができない。

（契約担当部署の連絡先）

〒939-0398 射水市黒河5180番地

代表電話番号 0766-56-7500

(4) 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法により提出すること。

4 入札手続及び日程

入札手続	期間（注1）	方法
入札説明書、設計図書等の配付	令和6年1月24日（水）から	富山県立大学ホームページからダウンロード
現場説明会	ありません。	
入札説明書、設計図書等に関する質問	令和6年1月24日（水）から 同年2月26日（月）まで	文書を持参又は郵送
公告に関する質問	令和6年1月24日（水）から 同年2月26日（月）まで	書類を持参若しくは郵送又は口頭（注2）
入札説明書、設計図書等及び公告に関する質問に対する回答	令和6年2月29日（木）まで	文書を郵送又はファクシミリ
入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出	令和6年2月13日（火）まで	書類を持参又は郵送
入札参加資格の確認の通知	令和6年2月15日（木）まで	文書を郵送又はファクシミリ
入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求	令和6年2月16日（金）から 同月20日（火）まで	文書を持参
理由の説明の要求に対する回答	令和6年2月26日（月）まで	文書を郵送又はファクシミリ
入札及び開札	令和6年3月5日（火） 午後1時30分から	出場入札

注1 持参又は郵送により提出する書類は、休日を除く午前8時30分から午後5時まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に契約担当部署に必着すること。

注2 口頭により質問する場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）に契約担当部署に行くこと。

5 入札説明書の配付

(1) この公告に係る電子文書、契約書案、入札心得、仕様書及び概要図（以下「入札説明書」という。）は、令和6年1月24日（水）から富山県立大学ホームページに掲載し、公表するものとする。

(2) 入札説明書の記載内容について質問がある場合は、公告の日から令和6年2月26日（月）までの休日を除く午前8時30分から午後5時までに、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送（受付期間の締切日までに必着）により行うものと

し、契約担当部署において、受け付けるものとする。

- (3) (2)の質問に対する回答は、書面を提出した者に対して文書により行うものとし、当該質問及び回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立大学ホームページに掲載し、公表するものとする。

## 6 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和6年2月15日（木）までに、郵送する方法により通知する。

なお、入札参加資格がない旨の通知を受けた共同企業体は、入札に参加することができない。

## 7 入札参加資格がないとされた共同企業体の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた共同企業体は、入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、令和6年2月16日（金）から同月20日（火）までの休日を除く午前8時30分から午後5時までに、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、契約担当部署において受け付けるものとする。
- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた共同企業体に対し、令和6年2月26日（月）までに、文書により行うものとする。

## 8 設計図書等の配付

- (1) 富山県立大学ホームページからダウンロードする方法により設計図書等を配付するものとする。
- (2) 設計図書等に関する質問は、公告の日から令和6年2月26日（月）までの休日を除く午前8時30分から午後5時までに契約担当部署に質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとする。
- (3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その内容を富山県立大学ホームページに掲載し、公表するものとする。また、入札参加者に対しては、その概要を郵送又はファクシミリにより通知するものとする。

## 9 入札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 「4 入札手続及び日程」において定める日時
- (2) 入札の場所 〒939-0398 射水市黒河5180番地  
富山県立大学 本部棟7階会議室

## 10 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。

- (2) 落札者の決定に当たっては、(1)で提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。

#### 11 工事費内訳書の提出

- (1) 共同企業体は、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。  
この場合、共同企業体の代表者に対する入札に関する権限についての委任状(様式第8号)を入札書に添付すること。
- (2) 工事費内訳書は、入札箱に入札書を投函する前に、入札を執行する者に提出すること。
- (3) 工事費内訳書の様式は、富山県立大学ホームページからダウンロードし、作成すること。
- (4) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

#### 12 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

#### 13 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た共同企業体のした入札
- (2) 入札心得（予定価格事前公表試行工事）（以下「心得」という。）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した共同企業体を落札者とする。この場合において同価の入札をした共同企業体が2者以上あるときは、当該同価の入札についてくじを行い、落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者となるべき共同企業体の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、(1)の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

#### 15 契約の締結

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成する。
- (2) 落札者の決定の日から契約の締結までの間に、落札した共同企業体の構成員が

富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けた場合には、当該落札者とは契約を締結しないことがある。

16 契約保証金に関する事項

契約保証金は、心得第10条の規定による。

17 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

18 その他

- (1) この工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、公立大学法人富山県立大学会計規程、公立大学法人富山県立大学契約事務取扱細則及び心得の定めるところによる。
- (2) 申請書等の作成に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。  
なお、提出された申請書等は、返却しない。
- (3) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (4) 入札書を提出するに当たっては、5の(3)の入札説明書に関する質問等及び8の(4)の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (5) その他不明な点については、契約担当部署に問い合わせること。